

# 安平町共同墓が完成しました

近年の核家族化、少子化により墓地の継承者がいなくなるなど全国的な問題となっております。このような状況から、町では、様々な事情で「お墓を継ぐ方がいない」「お墓の管理ができない」「お墓を建てることできない」方への選択肢のひとつとして、共同墓を整備しました。



## ◆共同墓とは

共同墓は、従来の墓地とは異なり、1つのお墓に多くの方々の焼骨を埋蔵するお墓です。管理は町が行いますので、将来のお墓の管理について心配ありません。

## ◆受付場所

- 税務住民課 住民生活グループ窓口
- 住民サービス課 住民サービスグループ窓口

## ◆申込方法

所定の申請書に添付書類を添えて申請をお願いします。詳しくは、税務住民課 住民生活グループにてご相談ください。使用できる方は次のとおりです。

## ◆使用料

- 【申請者が町内在住者の場合】  
焼骨1体 3万円  
2体以上5体まで 5万円
- 【申請者が町外在住者の場合】  
焼骨1体 5万円  
2体以上5体まで 8万円

## ◆記名板

※6体以上申請する場合、6体目以降は、焼骨1体につき1万円を加算します。

## ◆受付開始日

令和3年10月11日(月)から  
※今年度は11月末日まで受付を行います。

650体ずつ

令和3年10月11日(月)

※今年度は11月末日まで受付を行います。

## ◆お問い合わせ先

税務住民課 住民生活グループ  
☎ 22-2940

※生前予約はできませんので、ご注意ください。

希望により、(11月下旬設置予定)墓誌に代表者のお名前を刻字したプレートを貼ることができます。  
使用料は、1件につき2万円

## ◆お問い合わせ先

税務住民課 住民生活グループ  
☎ 22-2940

※生前予約はできませんので、ご注意ください。